

# 知財パラダイムシフト

公益社団法人 知財経営協会(SIR)  
会長(兼)理事長 玉井 誠一郎 先生



関連 HP

## 知財マネジメントの善知識

「天は自ら助くるものを助す」とは自助精神のことです。自身、家族、会社、国家は、他力に頼るのではなく自力で守る世界観で、知財も然りです。特許の侵害調査や裁判の費用は全て権利者自らが賄わなければなりません。特許を取れば国や特許庁が自動的に保護してくれるわけではなく、権利維持費も高額なため利益貢献しない特許は出願リスクがある上に価値ゼロどころか負債と考えられます。

### 第20回 日本の知財マネジメント(知財後進国からの脱却(2))

#### 特許庁収支からみる 出願費用等の内訳 (行政庁は情報開示を明快にすべき！)

図1は、平成30年度の特許庁収支です。この正味財産増減計算書のような帳票から、この年度の収入は1182億円、支出は1454億円で、272億円の赤字、内部留保は1514億円と巨額で、国から予算をほとんどもらわず自前運営していることがわかります。

収入の99%は、出願者や権利保持者が納付する特許料収入で、特許・意匠・商標等の出願権利化収入と権利維持年金収入の合計です。特許料収入の内訳にある特許印紙収入と特許料等収入は、収入が印紙による納付が現金納付かの違いを示したもので、ここは出願権利化収入と権利維持年金収入に仕分けた表記にすべきです。権利維持年金収入が収入全体の半分以上(67%)を占めると推定されます。

歳入		歳出	
特許料等収入	117,441	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,140
特許印紙収入	92,455	事務取扱費	130,210
特許料等収入	24,964	施設整備費	3,013
他会計より受入	17	予備費	-
一般会計より受入	707	収入	-
繰前年度剰余金受入	151,425	前年度剰余金受入	151,425
合	269,592	合	145,364

図1 特許庁の収支

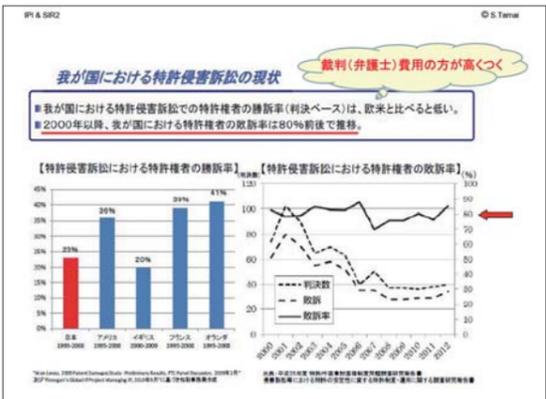


図2 日本の特許裁判の状況

支出は、その9割を占める1302億円が事務取扱費という内容不明の名目になっています。問い合わせた結果から中身を推定すると、特許等の審査審判に係る外部委託調査費用約500億円、特許庁人件費約300億円、システム維持費約300億円、中小企業の外国出願助成費10億円等のようです。

特許庁は、特許要件である新規性や進歩性判断のために情報調査を外部に委託し、その調査に基づいて特許許可判断をしている構図が見えます。後述する特許裁判勝率(特許品質)から、これら委託先の選定や調査品質についての監査やチェックが適正に実施されているのか危惧します。

特許庁は、図1の収支公表を続けているようですが、法人会計の情報開示からみると開示が不適切なため内容把握が困難で、国民や出願者のための公表になっていないように見えます。問い合わせに対しても曖昧な答弁や詳細は財務省や経産省に聞いて

くださいというような本末転倒の回答があるなど、知財立国要の行政庁として公益に資する対応や明快な情報開示に改めるように要請したいと思います。

さて、国内で特許出願し20年間権利維持した場合の1件当たりの費用は約200万円、内訳は出願権利化のために弁理士や特許庁に支払う費用が約4割、残りが権利維持年金費用と概算されます。1件当たりの権利維持年金費用は、20年間を平均して年間約6万円、日本に160万件の特許等があり特許料収入の多くを占めると推定されます。特許料は、国内の出願市場約1兆円の1割強を占めています。

国内出願市場には、海外出願も含まれます。海外出願は、翻訳や現地事務所による手続き等により国内出願の3倍程度費用が多くなり、出願業界にとっては儲かる分野です。海外特許を取っても権利行使には桁違いの費用がかかるため死蔵されやす。出願は、知財の目的である利益獲得の手段ですが、高額な費用をかけて出願した後、利益に直結させる目的実現策に乏しく、大量出願によるクロスライセンスで事業を守る非効率な知財経営レベルである最下層の『ディフェンスレベル』に留まっています。

特許庁傘下機関の工業所有権情報・研修館(INPIT)は、図1のように121億は下記のような残念な結果を生みます。東大阪の中小企業経営者が金型に関する発明を国内外で数千万円をかけて特許にして、いざライセンス交渉のレターを複数の企業に送ったところ無視されたので筆者に相談にきました。相手が交渉に応じないなら裁判しかないと言ったところ、出願に多額の費用を使い裁判費用はないとのこと、特許を取れば国や特許庁が守ってくれると思っていたとのこと。この経営者は多額の出願費用をかけて貴重な発明情報を世界中にはばらまいただけといえませんが、世界中の特許許可証を会社に飾っていてもそれが儲けに直結しないなら、それらは多額の維持年金を支払っている『負債証』でしかありません。出願知財とは、その権利行使(裁判費用を担保すること、権利行使を前提にしないものは出願リスクのある負債です。

また海外出願は、日本出願の日本語をベースに翻訳して出願します。この日本語が不明確で品質が悪いため翻訳された海外特許も裁判で権利行使が困難になります。図2のように国内特許敗訴率が80%ですからこれをベースにした海外特許はこれ以上に敗訴することが推定されます。特許は、言葉で技術思想を守るわけですが、言葉には表現の限界があり必ず解釈問題を起こします。弁理士は、あいまいな表現ができるようになれば一人前といわれるようですが、これは分割出願への備えや読み手の解釈期待や敗訴時の言い訳としての予防線(裁判長の解釈問題と弁明)等で、曖昧な言語は裁判に勝てません。

玉井 誠一郎先生 先生の略歴  
 大阪大学工学部・同大学院卒。  
 パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発事業責任者と半導体知財戦略TF統括、大阪大学客員教授等を歴任。  
 著書:知財インテリジェンス、知財戦略経営概論等。博士(学術)

円の運営費を特許庁から配賦され、特許情報検索事業や営業秘密にする非出願知財サポートを行っています。この非出願知財サポートは専任アドバイザーで行っていますが、出願減となるこのサポートは機能しているのか疑問で、2021年3月末にこの事業に係るタイムスタンプトークン預かり事業は止めるようです。

このように特許庁は、出願費や権利維持費によって収入を得ているため、これを量産しなければ成り立ちません。そのためか?品質問題のある特許も多く存在すると推定されます。製品が不良を出せば製造物責任を問われPL法等によって損害補償やリコールになります。出願知財が不良であっても認可責任等を問われないのは不思議です。出願業界は、特許庁を先頭に弁理士等は特許品質保証を一切しないため、特許は国や特許庁が保証した権利ではありません。

#### 知財も自ら守るもの (知財免疫を持ち、知財インテリジェンスへ進化)

誤解なきように付言すれば、筆者は特許を否定しているわけではありません。しかし、現状の特許品質からこれだけに依存するのは費用対効果やリスク管理面から危ういと警鐘します。無形資産や事業を保護する手段は、特許や商標等の出願知財だけでは困難で、大多数を占める非出願知財と併せた「知財トータルマネジメント(知財MIX)」が必要になります。そのためには、多少の授業料が必要かもしれません。

新型コロナウイルスによって世界は大変な事態に陥りましたが、この災害に勝つ根本は、自己免疫つまり自力による克服しかありません。ワクチン投与も含めて弱く感染させて免疫力をつけて治す方法以外は対処法と思えます。知財についても同様で、知財侵害されて売り上げや利益が減りこれは大変だと社員全員の知財防衛意識(知財免疫)が変わり、全社一丸となってその対処や活用を練り実行する以外に、特許が守ってくれるとか知財部門が対処するといった社内風土意識ではとても最下層の知財マネジメントレベルから脱皮することはできません。人は経験を通して学び賢明になります。この知財免疫を獲得し、米国のような知財に敏感な国民意識の醸成と統合的知財マネジメント(知財MIX)並びに知財インテリジェンスの向上に向けた進化が期待されます。次回も引き続きこの論考を続けます。